

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷二十四第

行發日一月二年一十和昭

論叢

農業者商工業者の税負擔……………法學博士 神戸正雄

純限界生産力説……………文學博士 高田保馬

幕末における幕府有司の開國思想……………經濟學博士 本庄榮治郎

時論

日滿獨三角貿易の可能性について……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

貨幣價格の運動……………經濟學士 飯田藤次

所得概念より見た租税論……………經濟學士 島 恭彦

說苑

再び保險價額について……………經濟學士 佐波宣平

獨逸電力事業の統制……………經濟學士 田 杉 競

收穫遞減法則に就いて……………經濟學士 山岡亮一

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁 轉 載）

時 論

日・滿・獨三角貿易の可能性について

谷 口 吉 彦

- 目 次 一、三角貿易の條件 二、相互二國間の片貿易 三、三角貿易の可能性 四、三角決濟の可能性

一、三角貿易の條件

最近ドイツの經濟視察團キープ氏一行は、吾國および滿洲國の當局を訪問して、彼我の貿易調整につき折衝を重ねつゝある。恐らくドイツの希望する所は、滿洲國大豆の最大の顧客たる地位を利用して滿洲國へのドイツの輸出を促進せしむるにあると想はるゝが、他方に吾國はまたドイツより巨額の輸入をなしつゝあるに拘らず、輸入管理を強行せるドイツでは、わが商品を自由に輸入せしめない。そこでこの三國の間に協定を結んで三角貿易を成立せしめるならば、相互の貿易は著しく調整されるのでないかといふ問題がおこつてきた。この機會において、これら三國間の三角貿易が果して可能であるか、また如何なる方法によつて、如何なる程度に可能であるか等

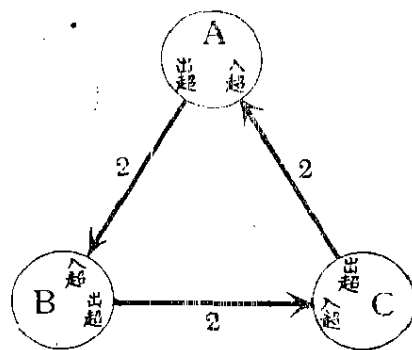
々につき考察して見たい。

それに先だち問題を一般的に考察して、もと／＼三角貿易なるものは、如何なる場合に如何なる條件において、成立するものを考へて見たい。すでに他の機會に論ぜる如く、¹⁾三角貿易は交換貿易 (Barter system) の成立しがたき場合に、その代替策として考へ得らるゝものである。私は最初これを單なる理論上の考察から出發して、その可能なる所以を主張したのであるが、²⁾その後に至り現實の問題として歐洲諸國に散見するに至り、今また吾國において現實の問題となつて來たことは、理論を研究するもの、欣快に堪えざる所である。何れにせよ日獨貿易と日滿貿易と滿獨貿易とは、何れも著しき片貿易なるに拘らず、之を二國間のバーター・システムによつて調整するには多くの困難がある。そこで之に代つて調整機能を有する他の方法として、三角貿易が現實の問題となつたことは極めて當然である。

併しながら三角貿易は、たゞ單純にバーター制の成立しえざる片貿易の三國を拉し來つても、必ずしもその間に成立しうるとは限らない。これが成立を可能ならしむるためには、他に重要な條件がある。即ち抽象的に言へば、三國間の片貿易の方向が、調整を可能ならしむる方向に向つてゐなければならぬ、詳言せば、A・B・C三國の間に三角貿易の成立しうるためには、その片貿易の方向が、AからBへ、BからCへ、CからAへと同じ方向に向つてゐなければならぬ。従つて之を個々の國に就て言へば、AはCから入超であると同時にBへは出超であり、BはAから

1) 拙著、貿易統制の研究(昭和十年)

2) 同上、P. 362.



入超であると同時にCへは出超であり、CはBから入超であると同時にAへは出超であるといふ關係がなければならぬ。反對にAがCから入超であると同時に、Bからも入超であるといふが如き、同じ方向への片貿易が何れかの一國にある場合には、三角貿易は成立しえない。例へば吾國が濠洲に對して入超であり、同時に米國に對しても入超である場合には、日・濠・米の間には三角貿易は成立しない。また吾國が蘭印に對して出超であり、同時に濠洲に對して入超であつたとしても、蘭印が濠洲に對して出超關係にあらざる以上は、三角貿易は成立しない。

こゝでは姑らく出超または入超の量的關係を度外視したが、勿論この量的關係を無視しては成立しない。理想的には、右の出超または入超の絶對額が、例へば何れも二億圓と言ふが如くに、互に一致することが望ましい。この場合に輸出および輸入の絶對額が、それ〴〵に一致することは、必ずしも必要ではない。たゞその差額の一致することが理想的である。

即ちこの場合には三角貿易の調整機能は殆んど完全に達せられる。併しながら入超額と出超額とが何れも一致するが如きは、現實には殆んど望まれない。この間に相違の存するだけ理想的調整からは遠ざかるけれども、不完全ながらも三角貿易は成立しうる。即ちこの出超・入超の差額の大小が、三角貿易の成立しうる可能性の尺度であり、またそこに成立する三角貿易の調整機能の程度を測定する尺度である。

かくの如き條件を具ふる三國間の貿易は、現實には餘りに多く存在するものではない。然らば恰かも日・滿・獨の貿易關係は、此の如き理想的状态においてゝはないにしても、不完全ながらも三角貿易の成立しうる可能性があるかどうか、概言せば吾國は獨逸に對して入超であると同時に滿洲國へは出超であるか、滿洲國は吾國に對して入超であると同時に獨逸へは出超であるか、獨逸は滿洲國に對して入超であると同時に吾國へは出超であるか、またそれがどの程度に可能であるか、如何なる方法によつて可能であるか、これが本論において研究さるべき問題である。

かくの如く吾々の意味する三角貿易とは、三國間の貿易協定によつて、相手國との貿易不均衡をそのままに維持しながら、一國への入超を他國への出超によつて調整せんとする方法である。即ち貿易統制の一方法としての貿易協定の問題である。然るに之とは異なる意味においても、三角貿易なる語は古くから用ひられてゐる。例へば最も早く『三角貿易』の用語の用ひられた一例として、一八八七年に第一版を出した Bastable の『國際貿易論』には、次の如き一文がある。

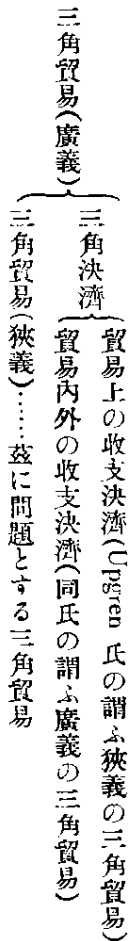
『三つの貿易國 X Y Z において、X は Y に對して……輸出超過をもち、Y は同様に X に對して輸出超過をもち、Z はまた Y に對して輸出超過をもつことがありうる。……いま記述したるが如き場合は、三角貿易 (triangular trade) として知られてゐる』¹⁾

たゞこれ丈けでは、吾々の意味する三角貿易と殆んど大差ないかに見える。併しながらこの場合は言ふまでもなく自由貿易の下においてあり、三國間の協定によつて統制的に之を維持せん

1) C. F. Bastable, The theory of international Trade, 1887, p. 93.

とする場合とは自ら異なるのみならず、問題の意味が専ら國際收支の決濟方法として、従つてまた爲替決濟の問題として考察せられ、貿易均衡の問題として考へられてはゐない。この二點において吾々の問題とする三角貿易とは異なるものである。

最近國際聯盟¹⁾または外國諸學者の間に用ひらるゝ三角貿易なる語もまた、ほゞ右の意味に近い例へば Uppgren²⁾氏の定義に従へば、『一國の三角貿易とは……第三諸國との貿易によつて決濟される第二諸國との貿易額の總計である』といふ。その意味は一國の貿易相手國のうち、入超諸國からの入超は、出超諸國への出超をもつて決濟しうるから、例へば前者の總計が四億ドル、後者の總計が六億ドルである場合には、この國の三角貿易は後者をもつて前者を決濟しうる總額八億ドルであるといふ。即ちこの場合でも問題は一國の國際收支の決濟方法に關聯する。従つて吾々がさきに考察せる三角貿易成立の條件の如きは、こゝでは問題でない。例へば第二國と第三國とが如何なる貿易關係にあるかの如きは、全く問題ではない。この點でも吾々の言ふ三角貿易とは異なることが判る。かくして三角貿易なる語を廣く解するならば、およそ次の如き三義が含まれる。



1) League of Nations, Review of World Trade, 1935, p. 20.

2) 藤井茂氏、三角貿易の概念(國民經濟雜誌60の1)

3) A. R. Uppgren, Triangular Trade (The Journal of Political Economy, Oct., 1935, p. 658.)

二、相互二國間の片貿易

日獨間の片貿易

日獨間の貿易は、周知の如く著しき片貿易である。いま第一表について昭和元年以來の最近十年間について見るに、十ヶ年平均において、輸出一千三百萬圓に對する輸入一億一千四百萬圓、平均入超一億百萬圓となり、最近三ヶ年平均においても、輸出一千九百萬圓に對する輸入一億八百萬圓、平均入超八千九百萬圓を示してゐる。この著しい片貿易は、最近やゝ緩和されるの傾向にはあるが、併し之を自然に放任しては、近き將來において著しく調整されるとは考へられない。

第一表 日獨貿易 最近十年

		輸 出	輸 入
昭和	1	8,131	145,220
	2	10,612	131,390
	3	12,582	133,537
	4	13,446	157,273
	5	11,388	106,179
	6	8,423	73,250
	7	9,349	71,741
	8	12,411	95,797
	9	19,677	109,583
	10	26,766	120,817
過去十ヶ年平均		13,279	114,479
最近三ヶ年平均		19,618	108,732
貿 易		差 額	輸入を100とする
昭和	1	-137,089	5.6
	2	-120,778	8.1
	3	-120,955	9.4
	4	-143,827	8.5
	5	- 97,791	10.7
	6	- 64,827	11.5
	7	- 62,392	13.0
	8	- 83,386	13.0
	9	- 89,906	18.0
	10	- 94,051	22.2
過去十ヶ年平均		-101,200	11.6
最近三ヶ年平均		- 89,114	18.0

然らば何らかの貿易協定その他の方法によつて、統制的に兩國間の片貿易を調整しうるか、例へば吾國の對獨輸入を著しく制限するか、または對獨輸出を著しく促進しうるの方法はないか、吾國の對獨輸入品は第二表に示さるゝ如く、國內産業にとり必要な生産手段であるから、之を著しく制限するときは、國民經濟の犠牲を免れ得ない性質のものである。また對獨輸出を著増せ

第二表 日獨主要貿易品

		昭和八年 (1933)	昭和九年 (1934)	昭和十年 (1935)	三ヶ 年 平 均	其他共 計に對 する%
主 要 輸 出 品	魚油及鯨油	886	1,405	2,588	1,626	8.5
	綿織物	147	1,246	1,360	918	4.7
	豆類	294	524	1,146	655	3.3
	絹織物	362	706	867	645	3.3
	寒天	480	537	834	617	3.1
	薄荷油	392	542	702	545	2.8
	植物性脂肪油	414	636	486	512	2.6
	鈕釦	739	370	296	468	2.4
	製帽用眞田	691	280	360	444	2.3
	罐詰食料品	187	270	474	310	1.6
紙類	157	428	220	268	1.4	
陶磁器	146	221	226	198	1.0	
其他共合計		12,411	19,677	26,766	19,618	100.0
主 要 輸 入 品	機械及部分品	15,978	24,318	28,225	22,840	21.0
	鐵類	24,962	23,614	18,754	22,443	20.6
	硫安	6,942	11,680	12,985	10,536	9.7
	染料	5,217	5,979	5,716	5,637	5.2
	電氣機械	984	538	1,657	1,060	1.0
其他共合計		95,797	109,583	120,817	108,732	100.0

しむることも、極端なる輸入制限を試みつゝあるドイツの現状において殆んど困難である。即ち吾國としてはドイツに對して強く貿易調整を要求すべき立場にあるが、併し現實においては、單に二國間の問題としては、所期の効果を期待しがたき状態にある。

日滿間の片貿易

日滿貿易は昭和四年までは吾國の出超を示してゐるが、それ以後のことに滿洲國の獨立以後は、對滿輸出の増加よりも對滿輸入の増加の著しきために、著しき入超を示すことゝなつた。

最近三ヶ年の平均において、輸出一億五百萬圓、輸入一億六千七百萬圓、平均入超六千二百萬圓を示してゐる。

然らばこの片貿易は、之を自然に放任せば自ら調整さるべき

第三表 最近十年日滿貿易

		輸 出	輸 入
昭和	1	千円 67,981	千円 36,095
	2	55,317	45,153
	3	69,128	61,745
	4	64,772	50,577
	5	35,576	45,197
	6	11,874	41,948
	7	25,947	51,570
	8	82,071	147,898
	9	107,151	164,209
	10	126,045	191,005
過去十年平均		64,586	83,540
最近三年平均		105,089	167,704
貿易	差 額	輸入を100とする輸出	
昭和	1	千円 + 31,886	% 188.3
	2	+ 10,164	122.5
	3	+ 7,383	112.0
	4	+ 14,195	128.1
	5	- 9,621	78.7
	6	- 30,074	28.3
	7	- 25,623	50.3
	8	- 65,827	55.5
	9	- 57,058	65.3
	10	- 64,960	66.0
過去十年平均		- 18,954	77.3
最近三年平均		- 62,615	62.7

傾向にあるか、または統制的に二國間の調整策によつて之を矯正しうるの途はあるか、第一に對滿輸出の増加は、建國工作の一段落を告げ、經濟開發の急速に進展せざる間は、多くの期待をかけることは困難である、第二に對滿輸入の減少も、滿洲國との特殊關係と輸入品の性質上より見て、著しく減少するとも考へられない。結局この片貿易は之を自然の推移に放任せば、なほ今後に繼續しうる傾向にある。而かも之を統制的に調整せんとせば、吾國の對滿輸入を制限するより外に方法はなく、之は兩國の關係上實行し得ざる所である。即ち日滿間の片貿易もまた、之を兩國間の問題として考ふる限り、調整の甚だ困難なる問題であることが判る。

滿獨間の片貿易

滿洲國と獨逸國との貿易は、また著しき片貿易を示し、年々に滿洲國の出超を示しつつある。

第五表について、最近三ヶ年の平均について見るに、對獨輸出五千四百萬圓(滿洲國幣)に對し輸

第四表 日滿主要貿易品

			昭和八年	昭和九年	昭和十年	三ヶ年平均	其他共計に對する%
主要輸出品	物粉	21,625	40,252	35,732	32,534	31.0	
	織麥	9,305	9,083	14,449	10,946	10.4	
	糖	653	1,084	1,523	10,866	10.3	
	酒	966	992	1,196	10,513	10.0	
	絲	3,099	3,631	4,627	3,786	3.6	
	機械及部分品	1,938	3,336	5,607	3,627	3.5	
	製品	1,458	1,882	2,562	1,967	1.9	
	紙類	1,287	1,933	2,532	1,917	1.8	
	鐵	651	1,841	2,562	1,685	1.6	
	織物	1,360	1,539	1,396	1,432	1.4	
木材	729	2,355	1,095	1,393	1.3		
メリヤス製品	1,022	899	1,033	985	0.9		
磁器	531	1,238	1,179	983	0.9		
其他共合計			82,071	107,151	126,045	105,089	100.0
主要輸入品	豆類	45,342	47,609	64,162	52,371	31.2	
	油槽	31,480	31,198	23,965	28,881	17.2	
	石炭	24,150	30,554	30,906	28,536	17.0	
	銑鐵	18,101	18,960	18,812	18,624	11.1	
	採油用原料	9,294	10,456	18,708	12,819	7.6	
	硫安	641	292	5,837	2,260	1.3	
	鑛油	1,729	1,354	1,310	1,464	0.9	
	皮類	798	704	1,040	847	0.5	
其他共合計			147,897	164,211	191,005	167,704	100.0

日滿・獨三角貿易の可能性について

第四十二卷 四二八

第二號 六六

第五表 最近三ヶ年滿獨貿易¹⁾

滿洲國より見たる	輸出	輸入	差額	輸入を100とする輸出
大同 1(1932)	73,945	5,769	+68,176	1,281.8
大同 2(1933)	66,357	10,571	+55,786	627.8
康德 1(1934)	53,310	12,485	+40,825	426.9
三ヶ年平均	54,537	9,608	+44,929	568.1

入は九百萬圓、平均出超四千五百萬圓に近い。

而して對獨輸出品の太宗は、大豆その他の製油原料であり、ドイツにとりては重要な食料品であるから、輸入制限の極端に行はるゝ今日においてさへ、之を著しく制限する事は困難である。之に對して滿洲國の對獨輸入品は、主として機械その他の生産手段であり、今日の狀態では之を

1) 大同元年二年は第二次滿洲帝國年報 P. 49に據り、康德元年二年は滿洲國外國貿易統計月報に據る。

第六表 滿獨主要貿易品²⁾

	滿洲國より 見たる	大同二年 (1933)	康徳元年 (1934)	二ヶ年 平均	其他共 計に對 する%
主要 輸 出 品	大豆	54,932	36,257	45,595	76.2
	豆油	5,469	7,702	6,586	11.0
	麥生	2,400	3,151	2,776	4.6
	花生	1,256	2,605	1,931	3.2
	落子	1,391	1,950	1,671	2.8
	大荳餅	471	385	428	0.7
	荳類	49	215	132	0.2
	胡麻干	43	117	80	0.1
	小米	26	130	78	0.1
	猪毛	97	67	82	0.1
	計	66,134	52,579	59,359	
主要 輸 入 品	鐵鋼	4,336	5,609	4,973	43.1
	染料塗	1,859	—	1,859	16.1
	機械工	326	1,990	1,158	10.0
	毛製	1,022	986	1,004	8.7
	車輛船	80	304	192	1.7
	紙	98	148	123	1.1
		計	7,721	9,037	9,309

著しく増進せしむることも困難である。即ち滿獨間の片貿易もまた、之を單なる二國間の問題としては、ドイツ側の希望と努力に拘らず、著しく之を調整することは容易でないことが判る。

三、三角貿易の可能性

日滿・日獨・滿獨それらの二國貿易は、かくの如く著しき片貿易にあり、且つこの關係は之を自然

に放任しても、將また統制的に調整しても、二國間では容易に均衡に近づき得ざる状態にある。然らばこの三つの片貿易は果して三角貿易の可能な状態にあるか、

日滿貿易は約六千萬圓の日本の入超、日獨貿易は約九千萬圓の日本の入超、滿獨貿易は約四千万圓の滿洲の出超を示しつつあることは、前節に検討せる所である。そこでこの片貿易の方向は、最初に検討したる三角貿易の條件を具へてはるない。例へば日本は滿洲國へも獨逸國へも

2) 滿洲國外國貿易統計月報に據る。

入超であり、滿洲國は日本へも獨逸へも出超である。即ち入超または出超が一定の方向に向つてゐないからである。この點ではたゞ獨逸國だけが、やゝ好條件の下にある。即ち獨逸は日本に對して九千萬圓の出超をもち、滿洲國に對して四千五百萬圓の入超を有すから、この出超と入超とをリンクすることが出来るからである。吾國と滿洲國とはこの條件がない。

それ故に本來は日・滿・獨の三ヶ國には嚴密な意味での三角貿易は行はれ難い状態にある。たゞ吾國と滿洲國との特殊な關係に頼み、且つ吾國の貿易が今日やゝ餘裕ある状態にある點に頼みて、吾國が進んで或程度の讓歩または犠牲を忍ぶにおいては、必ずしも全く不可能といふわけではない。即ち假りに次の如く考へる。

吾國が犠牲的讓歩をなして、對滿入超も對獨入超もほゞ今日のまゝに存續することを認めたとする。即ち滿洲國ことに獨逸國に對す貿易求償權を放棄したとする。然る時は言ふまでもなく三角貿易は成立する。而してここでは滿洲國は吾國への出超六千萬圓を認められ、獨逸國への出超四千五百萬圓をも認められるから、殆んど問題はない。問題は寧ろ獨逸國の側にある。

獨逸國は右の場合において、日本への出超九千萬圓を認められてゐるから、こゝには問題はな
いが、たゞ滿洲國からの入超四千五百萬圓をそのまゝに認めうるか否か、この入超の原因は主として國民保健上に重要な食料品の輸入によるものであり、且つ之を引合ひに恰かも倍額の吾國への出超を認められたとすれば、恐らく獨逸にとつても困難ではなからう。吾國は之によつて直

接には毫も得る所はない。たゞ滿洲國の獨逸輸出を確保せしめんが爲めに、少くとも今日の狀態をもつて満足せんとするに過ぎない。

然らば假りに右の如き三角貿易を協定するとせば、その内容は如何なる規定を含むべきか、勿論この貿易協定も一つの數量協定には相違ないが、之を主要な貿易商品の物量において規定するか、または全體としての價額において規定するかと問題となる。之を決定する標準には、貿易商品の集中的か分散的かと重要である。二國の貿易が僅かに一二の商品に集中さるゝ場合には、その商品の物量において協定を成立せしめうるが、多數の商品に分散する場合には、總括的な價額による規定となる傾向がよい。而して前節に見たるが如く、是ら三國相互間の貿易は、大體において分散性つよく、たゞ滿獨間の貿易において可なりの集中性を認めるに過ぎない。

第一に、日獨貿易について見るに、吾國の對獨輸出は魚油及鯨油の八、三%以下著しく分散的であるから、對獨輸出を各個商品の物量において規定するが如きは、甚だ困難である。之に比すれば對獨輸入は著しく集中的であつて、機械及び部分品二一・〇%、鐵類二〇・六%、この兩者にて約四千五百萬圓を占めてゐるから、物量協定ならばこの二商品が問題であるが、一方的の物量協定は實際には困難であらう。結局日獨間は價額協定によらねばならぬが、假りに過去三ヶ年の數字を基礎として算出せば、對獨輸出二千萬圓に對する對獨輸入一億圓をリンクすることとなる。即ち吾國は八千萬圓の入超を是認するわけである。固より之は單なる基準數量に過ぎず、實際に

は之を基準とする伸縮數量を規定せねばならぬ。例へば對獨輸入一千萬圓を増加する毎に、對獨輸出二百萬圓を増加しうるが如きである。

第二に、日滿貿易について見るに、對滿輸出の三一・〇％は綿織物をもつて占め、小麥粉・砂糖・麥酒は各々一〇％程度を占めて、以上の四種商品で六〇％以上であるから、可なりに集中的ではある。また對滿輸入は豆類三一・二％、油糟一七・二％、石炭一七・〇％、鐵類一一・一％、採油用原料七・六％、以上の五種商品で八四・一％を占めて、これまた可なりに集中的である。併しながら何れの場合でも物量協定をなす程には集中的でないから、こゝでも價額協定となるべく、假りに過去の數字を根據とせば、對滿輸出一億圓と對滿輸入一億六千萬圓をリンクして、之を基準數量となすべきであらう。

第三に、滿獨間の貿易は右に比すれば著しく集中的である。滿洲國より獨逸國への輸出は大豆七六・二％、豆油一一・〇％、その他の豆類・落花生・大麻子・胡麻子等の採油用原料六・三％、これ等の製油及び原料にて九三・六％を占め、かつ是等は滿洲國にとつても最も重要な特産物である。また獨逸國からの輸入品は鐵鋼四三・一％、染料・塗料一六・一％、機械工具一〇・〇％毛製品八・七％、以上の四種商品をもつて七七・九％を占め、輸出に比しては分散的である。物量協定をなすとせば、大豆その他の製油及び製油原料と鐵鋼・機械・染料類とをリンクすることゝなるべく、價額的には六千萬圓の輸出と一千万圓の輸入とをリンクすることゝなる。何れの場合でも滿洲國

は特産物の輸出を確保せられ、獨逸國は入超を認むることとなる。

かくの如くして日獨間では一億圓對二千萬圓、日滿間では一億六千萬圓對一億圓、滿獨間では一千萬圓對六千萬圓といふ一連の基準價額が考へられる。いま三國間の協定によつてこの基準價額を相互に認め、且つ之に對應する伸縮價額および季節的割當を規定するならば、こゝに三角貿易協定は成立するわけである。而して之はたゞ從來の事實をほゞそのままに認めんとするのであるから、關稅改定または割當變更の如き新たな積極的工作は、殆んど之を必要としないであらう。この點からは比較的困難は少い様であるが、たゞ問題は、吾國が滿洲國の輸出確保のために自國の貿易求償權を放棄し得るかとの點と、獨逸國が吾國への出超を代償に、滿洲國への貿易求償權を放棄しうるかの點に懸つてゐる様である。

四、三角決濟の可能性

嚴密なる意味における三角貿易は、日・滿・獨の間には斯くの如く容易ではない。そのまゝでは之を可能ならしむる條件を具へてゐない。併しながら最初に注意したるが如く、三角貿易を廣く解するならば、國際收支の決濟を三角關係において相殺する方法をも意味し、從來の自由貿易の下にあつては寧ろこの意味の三角貿易が問題とされて來た。いま問題をこの意味に解するならば、それは果して是等の三國間に成立しうるかどうか、

三角決済の場合にも、例へば最初に引用したる Bastable の如く、三國間の決済を問題とするならば、その三國の間にはほゞ三角貿易の條件と同様の條件を必要とする。即ち同じ方向への同じ價額の入超または出超を必要とする。それはB國への收支不足(過剩)を、C國への收支過剩(不足)によつて相殺せんとするものであるから、B國へもC國へも收支不足(過剩)の場合には、成立し得ないからである。

然るに Ujgren 氏の如く、三角決済をもつて特定の一國の問題とし、他の多數の入超先への收支不足を多數の出超先への收支過剩をもつて決済すると考ふる場合には、右の如き條件を必要とせず、たゞその特定國への入超諸國と出超諸國とあれば足りる。

然るにいま現實に問題となつてゐるのは、具體的なる日・滿・獨の三角關係であるから、この三角決済の意味は、全體としては Ujgren 氏の言ふが如き意味ではあり得ず、Bastable の意味における問題である。従つて之が成立の條件は、この場合にも前の三角貿易におけると同じく、一應は缺如してゐると言はねばならぬ。

然しながら今日の國際決済は、特定の二國または三國間に行はれるものでなく、綜合的に全體として行はれるものであるから、爲替市場が自由である限りは、日・滿・獨相互の收支關係如何に拘らず、相互の決済は支障なく行はれうるものである。

吾國および滿洲國においても爲替管理は行はれてゐるが、併しそれは極めて低度のものであつ

て、資本逃避の防止を主とするに過ぎないから、商品貿易上の決済ならば、殆んど爲替の自由市場が存在すると言ふことが出来る。之に反して獨逸國にあつては全く事情を異にし、極端なる爲替管理を實施し、對外支拂を極度に制限しつゝあるから、こゝでは入超先への爲替を得ることはますます困難を加へつゝある。滿獨貿易は前述の如く著しき片貿易であり、かつ獨逸の入超を示してゐるから、滿洲國からの輸入は爲替取得の困難のために阻害されることゝなる。之を緩和するため、滿洲國の對獨輸入を増加せしめんとするのが、ドイツ側の主張する所であるが、これが果して爲替困難の打解のためであるか、即ち滿洲國からの輸入の維持または増進のためであるか、或は獨逸國からの輸出を増進せしめんとする口實にすぎないかは問題である。若しも言ふが如くに爲替取得の困難が原因であるならば、然らば不完全ながらも三角決済はドイツを中心に可能となるわけである。

即ち獨逸國の立場における三角決済は、*Ugren* 氏の意味において成立しうる。日滿間の關係如何に拘らず、獨逸國は對日債權の過剩をもつて、對滿債務の過剩を決済することが出来るからである。吾國は之によつて對獨債務の約半額を滿洲國に轉嫁することゝなり、たゞさへ入超先の滿洲國に對する債務を加重するに過ぎない。然るに滿洲國は之によつて對獨輸出を確保せらるゝのみならず、ドイツの爲替制限より來る輸出上の障害を除去して、恐らく對獨輸出を著しく増進しうるであらう。

この協定の成否は主として獨逸側の事情に依存する。獨逸側の提案が、爲替制限より來る對滿輸入制限の緩和を主とするものならば、この協定は恐らく成立するであらう。之に反して獨逸側の眞意がその輸出促進にあるならば、之によつて獨逸は何等の輸出増加も約束されないから、協定成立は恐らく困難であらう。われ／＼は寧ろ後の解釋を採るから、三角決濟の協定は、さきの三角貿易の協定以上に困難なるを豫想するものである。要するに三角貿易または三角決濟の成立は、一見する程には簡單でない。現實にその成立の條件を具ふことは寧ろ稀であり、日滿獨の場合もたゞ事實のまゝでは、この條件を具へてゐない。従つてこの間に之を成立せしむるためには、何れの國においてか犠牲的讓歩を必要とするわけである。